



日税政は8月21日、第2回正副会長会(足達信一会長)を日本税理士会館(品川区)において開催した。写真。

運動方針など6項目を審議

第60回定期大会議案を決定

正副会長会

会議には足達会長及び副会長15人が出席し、他に、副幹事長8人及び脇坂雄一会計監事が出席すると共に、太田直樹日税連会長及び東秀優名誉会長が臨席した。

研修動画配信のお知らせ

本紙6面から8面にかけて掲載のインタビュー記事(令和9年度税制改正建議書のポイント)は動画収録しており、日税連の認定する研修動画です。
各税理士会ホームページの「研修受講管理システム」より「マルチメディア研修」→「研修会検索」から「配信」を「日税連関連団体」にし「令和9年度税制改正建議インタビュー」を選び、ご視聴ください。内容については次の通りです。

タイトル:【日税政】令和9年度税制改正建議インタビュー
テーマ:建議書作成に当たっての要望項目選定の経緯について
講師:日本税理士会連合会 調査研究部部長 末吉幹久
聞き手:日本税理士政治連盟 政策委員長 長谷川隆史
収録日:令和8年7月2日
配信開始日:令和8年7月27日
研修時間:90分

日本税理士政治連盟 第60回定期大会のご案内

日時 令和8年9月24日(木) 午後1時~午後4時
場所 オークラ東京 プレステージタワー1F「平安の間」
東京都港区虎ノ門2-10-4 TEL03-3582-0111
議案 第1号議案 令和7年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
第2号議案 令和7年度収支決算承認の件
第3号議案 令和8年度運動方針決定の件
第4号議案 令和8年度組織活動方針決定の件
第5号議案 令和8年度収支予算決定の件
第6号議案 大会決議決定の件

大会の代議員数については総数を200人とし、各単位税政連の割当人数については、2人(計30人)を均等に振り分け、残りの170人を7月1日現在の税理士会における税理士会員数に応じて比例配分することになった。これによる単位税政連別の代議員の割当人数は表のとおりとなった。

その他の議事として大会の運営方針・役員役割分担や、令和9年度税制改正要望へ向けたスケジュールの確認、組織強化のために日税政から単位税政連へ支給する助成金の実施要領の承認、各委員会からの事業報告などが行われた。

会議では主に第60回定期大会に提案する6議案等の重要事項を審議・決定した(定期大会議案の抜粋は10~11面)。定期大会は9月24日、オークラ東京にて開催される。

単位税政連	会費免除者を除く税理士会員数(令和8.7.1)	均等割	会員数割	代議員数割
東京	24,658	2	51	53
東京地方	5,117	2	11	13
千葉県	2,585	2	5	7
関東信越	7,678	2	16	18
近畿	15,530	2	32	34
北海道	1,885	2	4	6
東北	2,530	2	5	7
名古屋	4,899	2	10	12
東海	4,294	2	9	11
北陸	1,469	2	3	5
中国	3,260	2	7	9
四国	1,654	2	4	6
九州北部	3,636	2	7	9
九州南部	2,311	2	5	7
沖縄	534	2	1	3
合計	82,040	30	170	200

主な内容

記事・立憲民主党政理士制度推進議員連盟総会に出席
特集・令和9年度税制改正建議要望に関する日税連・末吉幹久調査研究部部長へのインタビュー
資料・第60回定期大会議案(抜粋) 10~11面

お知らせ
「日本税政連」10月号は、11月号との合併号とし、11月1日に発行します。

針葉樹

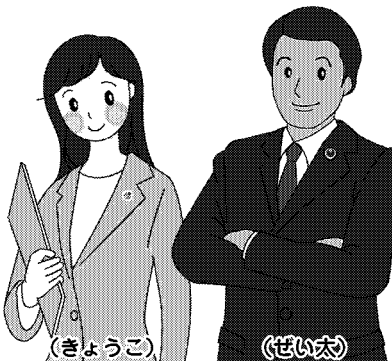
宮城県とお隣の山形県。先日福岡へ行ったときに「よく仙台にいき蔵王でスノーボードして、芋煮が大好き」という会話が。よくよく話を聞くと宮城ではない、山形です。蔵王は蔵王連峰を挟んで宮城蔵王と山形蔵王がある。芋煮は、宮城の豚肉と味噌の芋煮、山形の牛肉と醤油の芋煮があり具材も変わる。秋になると芋煮会が開催され、大きな鍋で作られるためスパーでは鍋の貸し出しをしているところもあり、グループに1人は鍋奉行がいる▼宮城というと独眼竜政宗。仙台城跡には政宗が馬に乗った像が鎮座している。実は政宗公の生まれの宮城ではなく山形県米沢市。自らの都、仙台を創り上げようと仙台藩の初代藩主として東北の文化の復興を目指し、政宗公の個性ともいう意表を突く粋な斬新さ、豪華絢爛、国際性を汲みとりながら、新しい伊達文化を仙台に創った▼四季がなくなり二季になりつつあるような気がするが、秋の季節が到来。仙台城跡の本丸跡は仙台の景色が一望できる場所ですので、仙台観光へいらしてください。

申込受付中です！(次回募集は来年1月)

個人年金

- 税理士、事務所職員の方が個人で加入できます。
- 新規加入は74才まで、積立は85才まで可能。

9/30(水) 申込書必着



- 旧個人年金保険料控除が適用。
- 月掛1万円から最高50万円まで
- 別途積増金制度あり
(1回につき10万円から最高500万円まで)
- 最長85才まで積立可。
受取方法は受給時に選択可能



にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321 <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

幹事会の様子



幹事会であいさつする足達会長

日税政は7月28日、を、更に8月7日、第1回正副幹事長会1回幹事会（いずれも

定期大会議案等を審議

正副幹事長会・幹事会

高澤圭一幹事長）を、いずれも日本税理士会館（品川区）において開催した。

会議では、9月24日にオークラ東京において開催する第60回定期大会に上程する6議案を主に審議し、幹事会において8月21日開催の正副会長会へ諮ることが議決された。

また大会への諸準備

行った。

その他の議事では、後援会対策委員会からの定期総会開催助成金及び後援会会長連絡会議への助成金に関する具申を承認した他、各委員会からの事業報告が行われた。

また、令和9年度税制改正要望へ向けて、一斉陳情を10月13日に行うことを決定した。

備 当日の議事及び懇親会での役割分担や運営方針の確認を行った他、定期大会懇親会における国会議員の招待範囲についても検討を

写真を募集し
令和9年1月1日発
報委員会で選考し、
前向きなイメージの
デジタルデータ（未公
大崎1-11-8日本
報委員会☒：nichize

TEL 03-5435-0910

令和9年新春号の写真を募集します

「日本税政連」令和9年新春号（令和9年1月1日発行）の1面に、会員が撮影した写真を掲載します。広報委員会で選考し、採用者にはＱＵＯカード（3000円）を贈呈します。

＜テーマ＞新春号に相応しい明るく前向きなイメージの写真。

＜提出物＞A 4 版以上の写真又はデジタルデータ（未公開に限ります）

＜提出先＞〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8日本税理士会館5階

日本税理士政治連盟広報委員会✉: nichizeisei@nichizeiren.jp

＜締 切＞令和8年11月末日

＜問合先＞日税政事務局広報担当（TEL03-5435-0910）

立憲民主党税理士制度 推進議員連盟総会に出席



日税政の高澤圭一幹事長、吉川裕一副幹事長及び長谷川隆史政策委員長は7月7日、参議院議員会館（千代田区）において開催された立憲民主党税理士制度推進議員連盟の総会に出席した。議運からは、同党所属の参院議員等およそ15人が出席した。

はじめに役員人事が審議され、新たな会長に斎藤嘉隆参院議員（愛知選挙区）、副会長に牧山ひろえ参院議員（神奈川選挙区）、幹事長に森本真治参院議員（広島選挙区）、事務局長に勝部賢志参院議員（北海道選挙区）が選任された。

斎藤会長からのあいさつの後、長谷川政策委員長より、令和9年度税制改正要望書に基

づく重要建議・要望項目を出席した議員へ説明し、理解を求めた写真。

質疑応答においては、議員から、令和9年12月末日に適用期限を迎える法人版事業承継税制（特例措置）の今後の対応見込み、消費税に係る生活者支援を税率引き下げではなく直接給付にて対応すべきとした詳細な理由についての質問が寄せられた。

第1回財務委員会を開催

日税政は7月24日、第1回財務委員会（有坂信彦委員長）を日本税理士会館（品川区）において開催した。

会議では、令和7年度収支決算案及び令和

8年度収支予算案について検討を行った他、今後の財政状況を勘案した定期大会の運営等についても意見交換を行った。

[illegible]

給付付き税額控除

近畿税理士政治連盟 大谷 富太郎

度を廃止

税法上の選択誤りや届出失念

2割特例の適用誤り
簡易課税／一般課税 シミュレーション誤り
簡易課税制度選択届出書の提出失念

- ・優遇措置の適用失念

事前確定届出給与に関する届出書の記入誤り、提出失念
賃上げ促進税制の計算誤り、適用失念
小規模宅地特例の適用誤り

- ・一般に修正が認められるケースでの更正請求の期限徒過

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。

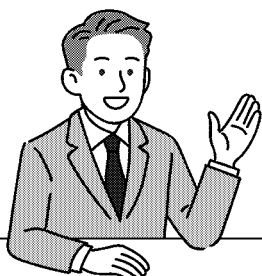
専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者（団体契約） 日本税理士会連合会

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

加入のすすめ



この保険【主契約】では、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主としてお支払いの対象としています。

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907 <https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



地方短信

支部長・後援会長
連絡会議等を開催

名古屋税理士政治連盟



名古屋税理士政治連盟 連絡会議を開催した。
盟(飯島明伸会長)は 小原香織副幹事長の
7月7日、税理士会ヒ 司会進行のもと、飯島
ル(名古屋市)におい 会長のあいさつの後、
て支部長・後援会長連 中野修宏幹事長が議長
となり、支 部及び後援
会への交付 金及び負担
金等の連絡 要望書」について説明
が行われ た。
続いて、 河合省吾日
税政後援会 対策委員長
から各単位 には懇親会を開催し、
税政連にお 和やかな雰囲気の中、

ける後援会の活動及び
現状などについて説明
があり、活発な質疑応
答が行われた。
連絡会議終了後に
「推薦国会議員政策担
当秘書等との勉強会」
をホテルルブラ王山
(名古屋市)において
開催した。写真。勉強
会では、荒川章三政策
委員長から「令和9年
度の税制改正に関する
要望書」について説明
があり、名古屋税政連
の取り組みなどについ
て推薦国会議員政策担
当秘書等へ理解と協力
を要請した。

地方短信

幹事会及び後援会会長
連絡会議を開催

東北税理士政治連盟



東北税理士政治連盟 月10日、東北税理士会
(工藤重信会長)は7 館(仙台市)において、
幹事会及び
後援会会長
連絡会議を
開催した。
当日は、
幹事会構成
員の他、各
後援会の会
長、幹事長
合わせて40
人が出席し
た。
開会に当

溪流

7月28日、熊本地方で最
大震度7を観測する大地
震、令和8年熊本地震が発
生した。国内で震度7を観
測する地震は令和6年能登
半島地震以来2年6か月ぶ
りであり、熊本地方では、
平成28年熊本地震以来10年
ぶりの大災害に見舞われ
た。

被災者に寄り添う

災害関連税制を願う

阪神・淡路大震災から31
年、東日本大震災から15年
が経過した。その間も地震
被害はもとより、台風や線
状降水帯の発生などによる
水害などの自然災害が全国
に多発している。改めて、
わが国が、災害大国である
ことを脅威として感じられ
る。

日税連及び日税政では、
税制改正建議書及び要望書
において、災害損失控除の
創設や損失控除期間の延長
など災害関連税制の改正を
建議、要望してきた。
その結果、平成29年度税
制改正によって災害関連税
制の常設化が規定され、令
和5年度には、特定非常災
害の指定を受けた災害によ
り生じた損失に係る純損失
望項目とされた。所得控除
の繰越控除及び雑損失の繰
越控除の特例が創設され、
控除期間が3年から5年に
延長された。また、相続時
精算課税適用被災贈与財産
の相続時再評価の規定も創
失を適用し、手厚い控除可
能性を残すべきとしてい
る。
大震災が発生した場合、
過去には震災特例法によ
り、繰戻し還付の特例が適
用された例もあるが、大規
模災害発生により、その都
度特例的な取り扱いをする
のではなく、恒久的な措置
等を創設する必要性を感じ
る。
おりしも、政府は、令和
8年中に防災庁を設置す
る。災害関連税制は、今後
予想される大規模災害にお
ける被災地域、被災者の生
活基盤の復興支援に大きな
助けとなり、この機会に災
害関連税制の重要性を訴
え、改正が実現されること
を強く希望するところであ
る。
(高澤)

地方短信

税制改正要望研修会を開催

東海税理士政治連盟

東海税理士政治連盟 あり「東海税政連とし
(中川直之会長)は7
月17日、住友生命名古
屋ビル(名古屋市)に
おいて、長谷川隆史日
税政政策委員長を講師
に迎え、税制改正要望
研修会を開催した。
研修会には、会場参
加者25人、ウェブによ
る参加者21人の合計46
人が参加した。冒頭、
中川会長のあいさつが
望の中の主要な項目に
ついて、従前とは表現
が変わったものもあ
り、このような内容に
至った経緯について、
詳細かつ分かりやすい
説明があった。続いて、
税目ごとの個別要望に
ついて具体的な内容解
説があり、これから始
まる陳情においては、
多忙な国会議員に対し
て、限られた時間の中
で優先順位の高い要望
項目を効率的に伝える
必要がある旨を述べ、
研修会は終了した。

議員連盟ニュース

自由民主党税理士制
度改革推進議員連盟
に、新たに次の議員が
入会した。これにより
同連盟メンバーは20
7人(衆院議員154
人、参院議員53人)と
なった。(令和8年8
月27日現在)
加藤貴弘 衆・北海道1区
高橋祐介 衆・北海道2区
中山こういち 衆・北海道11区
渡辺勝幸 衆・宮城2区
稲葉大輔 衆・静岡8区



高市首相、消費税を2年間限定
で1%に引き下げの意向表明

お手持ちのパソコンでご利用いただける会計事務所のためのクラウドサービス

JDL IBEX クラウド組曲[®] Major

ソフトウェア1本から、必要になったその時にダウンロードしてすぐに使える。

財務、税務、電子申告など、会計事務所の実務に広く応える充実のラインナップ。

税制改正が何度あってもバージョンアップ料は一切不要。

会計事務所経営をスタートした所長のみなさまへ!

無償

法人5件の 財務・税務・電子申告 が3年間無償でご利用いただけます

『スタートアップ会計事務所支援プログラム』

※弊社製品を利用されていない、開業から5年未満の会計事務所のお客様に限定してご提供しております。



地方短信

第30回定期大会を開催

沖縄税理士政治連盟

沖縄税理士政治連盟 月3日、沖縄ハーバー(羽地明人会長)は7「ビューホテル(那覇市)において第30回定期大会を開催した。冒頭、羽地会長のあいさつがあり、「税政連は要望書に基づき、国会議員へ陳情を行い、重要項目として消費税の複数税率の廃止、インボイス特例の延長を要望してきた。今後とも国会議員との接触を密にし、誰もが理解と納得ができる税制につなげたいと考えている」と述べた。その後の議案審議では、全ての議案が原案どおり可決承認された。



来賓として、小林俊選考への対応も極めて一日税政副会長、大瀨剛沖繩税理士会会長が出席され、小林副会長からは「税制改正は税政連における最重要課題であり、また、国政

地方短信

第58回定期大会を開催

千葉県税理士政治連盟

千葉県税理士政治連盟(美保哲夫会長)は7月14日、オークラ千葉ホテル(千葉市)で第58回定期大会を開催した。来賓に足達信一日税政会長、平井貴昭東京税政連会長、鈴木崇晴東京地方税政連会長、小林俊一関東信越税政

連会長、井上博夫中国税政連会長、茂木浩千葉県税理士会会長、神谷俊一千葉市長を迎え、代議員及び役員等が出席した。冒頭に美保会長があいさつに立ち、来賓への感謝の言葉と共に、後援会活動の充実及び千葉県税政連が直面している組織率低下とそれに伴う財政の悪化に立ち向かう決意等を述べた。その後議事に入り、上程された全6議案について審議の結果、いずれも賛成多数で原案どおり可決承認された。途中、事務局運営や財政等に対する活発な質疑応答もなされ、呈及び来賓からの祝辞があり、定期大会は終了した。

に送り出すべく全力で取り組んでいく」旨の祝辞があった。大会後には懇親会が開催され、盛会裏のうちに終了した。



地方短信

第60回定期大会を開催

関東信越税理士政治連盟

関東信越税理士政治連盟(小林俊一会長)は7月7日、パレスホテル大宮(さいたま市)で第60回定期大会を開催した。冒頭、物政会員に対する黙とうを行い、開会のことば、小林会長のあいさつ、大山博之関東信越税理士会会長のあいさつ、議長及び副議長が選出され、議事に入った。

大会は代議員250人中、233人の出席(内委任状出席107人)を得て、盛大に開催された。その後、柴山昌彦衆院議員(自民・埼玉8区)からの国政報告では、開会中の特別国会で議論されている国会議員の定数削減、皇室典範、物価高対策、消費税などの問題について説明があり、最後に



閉会のことばをもって大会は終了した。懇親会では、34人の国会議員(代理含む)からあいさつがあり、参加者との懇談が行われた。

地方短信

第60回定期大会を開催

東京地方税理士政治連盟

東京地方税理士政治連盟(鈴木崇晴会長)は8月5日、横浜ベイホテル東急(横浜市)において、第60回定期大会を開催した。冒頭、大会は開会宣言に続き、鈴木会長があいさつ。これまで税政連活動を支えてきた歴代役員及び会員に感謝の意を表すと共に、税政連が掲げる税制改正要望の実現、税理士制度の発展及び税理士の社会的地位の向上に向け、今後も組織一丸となって政治活動を展開していく決意を述べた。

議長を選出して議事に入り、令和7年度の運動経過報告、組織活動報告、収支決算、令和8年度の運動方針、組織活動方針、収支予算案など、上程された7議案について審議を行った。各議案はいずれも原案どおり可決承認され、大会は盛会裏に終了した。

大会終了後には懇親会が開かれ、国会議員をはじめ多数の来賓が出席。来賓から祝辞が述べられ、税理士有志によるバンド演奏が披露され、会場は大いに盛り上がった。出席者は和やかな雰囲気の中で活発に意見を交わし、税理士制度のさらなる発展と税政連活動の充実に向けて連携を深めた。



えっ? 複利で2%!?

関与先にもお勧めください!

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

特定退職年金共済制度

事業主にも従業員にも嬉しい「ぜいたいきょう」の退職金制度

月額3,000円から、
確かな保証!

ひとり1件紹介
キャンペーン実施中
紹介手数料をお支払いします

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
<http://www.zeitaikyoo.com>

制度の詳細はホームページをご覧ください
ぜいたいきょう 検索



思い立った今こそ! 健診をご検討ください!

全税共の健康事業

全税共会員は**優待料金**でご利用になれます



細胞の活動状況から早期のガンを発見

PET検診



提携医療機関全国**28**ヶ所

- 溪仁会円山クリニック(札幌)
- 厚生仙台クリニック(仙台)
- A I C 画像検査センター(つくば)
- 宇都宮セントラルクリニック(宇都宮)
- 永仁会シーズクリニック(所沢)
- 四谷メディカルキューブ(東京)
- 総合東京病院(東京)
- ゆうあいクリニック(横浜)
- 新百合ヶ丘総合病院(川崎)
- 亀田メディカルセンター(千葉)
- 聖隷健康診断センター(浜松)
- 一宮西病院(愛知)
- 東名古屋画像診断クリニック(名古屋)
- 公立松任石川中央病院(石川)
- 武田病院画像診断センター(京都)
- OCAT予防医療センター(大阪)
- 大阪府済生会中津病院(大阪)
- 西の京病院(奈良)
- 兵庫医科大学病院PETセンター(兵庫)
- 淳風会健康管理センター(岡山)
- セントヒル病院(山口)
- 徳島大学病院(徳島)
- 福岡和白総合健診クリニック(福岡)
- 古賀病院21PET画像診断センター(福岡)
- 西諫早病院(長崎)
- あかりPET画像診断クリニック(熊本)
- 宮崎鶴田記念クリニック(宮崎)
- 中頭総合ちばなクリニック(沖縄)

定期的な健康チェックには

人間ドック



提携医療機関全国**24**ヶ所

- 溪仁会円山クリニック(札幌)
- 大宮共立病院(埼玉)
- 明治安田新宿健診センター(東京)
- 朝日生命成人病研究所(東京)
- 亀田京橋クリニック(東京)
- 総合東京病院(東京)
- 荻窪病院(東京)
- 東京国際クリニック(東京)
- 聖路加国際病院連携施設 日野原記念クリニック(東京)
- 新百合ヶ丘総合病院(川崎)
- ゆうあいクリニック(横浜)
- 亀田メディカルセンター(千葉)
- セコメディック病院(千葉)
- 聖隷福祉事業団(浜松3ヶ所、静岡1ヶ所)
- 一宮西病院(愛知)
- 医療法人松柏会(名古屋3ヶ所)
- 住友生命福祉文化財団(大阪)
- 大阪府済生会中津病院(大阪)
- 兵庫医科大学 梅田健康医学クリニック(大阪)
- 西の京病院(奈良)
- 淳風会健康管理センター(岡山)
- 長崎病院(広島)
- 福岡和白総合健診クリニック(福岡)
- 聖マリアヘルスケアセンター(福岡)

人間ドック・PET検診に関する
お問合せ・資料請求先

全税共事務代行社(株)日税ビジネスサービス

TEL.0120-839-971



日税連は、6月25日の日税連・理事会での「令和9年度税制改正建議書」の議決を受け、翌日6月26日開催の幹事会において「令和9年度税制改正に関する要望」を機関決定した。日税連では昨年に引き続き、建議書の作成に当たった末吉幹久日税連調査研究部部長へインタビューを行い、重要要望9項目、リーフレット記載の10項目を中心に経緯を伺った。本紙では、インタビューから重要要望項目の9項目について抜粋した。

※内容については、インタビュー実施日(令和8年7月2日)における事項に基づいたものとなっています。

現況に応じた 戦略的な要望を

——令和9年度税制改正建議書の「税制に対する基本的な視点」等について

長谷川 今回の建議書作成に当たったの指針である「税制に対する基本的な視点」について、解説いただけますか。

末吉 「基本的な視点」は冒頭の「はじめに」において、さまざまな組織や団体から提出されている税制改正要望との違いを記しています。税理士法49条の11に基づくと共に、49条

「基本的な視点」ですが、最初に「担税力に即した公平な税負担」及び「中立的で簡素な税制」の2つを記載しています。これは①担税力を税の3原則である「公平・中立・簡素」を上回るかもしれないものとして捉え、課税してはいけないものには課税しないものには課税しない、②担税力が認められたものに対しては公平にその義務をシェアしていく、③中立と簡素はその次に来る論点

令和9年度税制改正建議書のポイント

日税連・末吉幹久調査研究部部長に聞く

税制建議実現には政治的なアプローチが必要

■図1

重要建議項目1

取引相場のない株式等の評価の適正化① (建議書2頁)

取引相場のない株式等の評価の適正化を図るため、見直しの検討をすべき

(1) 類似業種比準方式について

現状

- 会計検査院による令和5年度決算検査報告で評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していない等の指摘がある。
- 会社属性の変更や赤字・僅少配当により、類似業種比準方式の評価額を引き下げ得る。
- 上場会社の株価を比準要素により比較計算する類似業種比準方式を単独の評価方法として選択できることには適正性の疑義がある。

建議

- 大・中・小会社の区分にかかわらず、適正な評価が可能となる評価方法を検討すること。
- 現行の類似業種比準方式について、より妥当性の高い方式への見直しを検討すること。

(2) 純資産価額方式を見直すこと。

現状

- 継続企業を前提とする場合、不動産を時価で評価することや、退職給付債務等を十分に反映しないことには検討の余地がある。
- 純資産価額方式の計算方法には、評価の安全性を踏まえた見直しの余地がある。

建議

- 不動産の時価評価、退職給付債務等の反映及び評価の安全性を踏まえ、純資産価額方式を見直すこと。

出席者

日本税理士会連合会調査研究部部長
末吉 幹久
日本税理士政治連盟政策委員長
長谷川 隆史

となる、といった形でそれぞれの位置関係を整理しました。

このほかには、納税者・行政双方にとって合理的な事務負担となることや、税の仕組みも時代の変化に適合していなければならぬことなどを記しています。

長谷川 こちらの基本的な視点を基に重要要望(建議)項目が9つ記載されています。過去の建議書と比較すると項目が少し多い形での作成となっていることに加え、8年度は重要要望項目だったもの

末吉 「所得税の確定申告期限延長」については、要望を開始してから2年ほど経過しているかと思いますが、国税庁・総務省・日税連の三者に加え、主税局にもオプザーバーとして参加いただいている勉強会を開催しています。※「税理士界」第1446号【令和7年3月15日発行】2面参照。この勉強会において、所得税の申告期限を単純に延長しただけでは、地方自治体職員が住民税賦課事務が悪化した場合の減額

改定要件緩和、事前確定届出給与の支給時期に一定の幅を持たせることなど、法改正ではなく、国税庁が作成している「役員給与に関するQ&A」などといった各種FAQの取り扱いは見直しが必要となる事項ばかりです。で、法改正を目指す立法的なアプローチよりも、国税庁との直接対話によるFAQの見直しといった行政的なアプローチに依ることとし、要望項目とさせていただきます。

株式評価から 事業承継税制へ

——「相続税・贈与税」

長谷川 それでは重要要望項目について順番に説明をお願いいたします。まずは「取引相場のない株式の評価の適正化を図るため、所要の見直しを行うこと」になります(図1・2参照)。

末吉 この件に関しては、現在国税庁において有識者会議が開催されており、たたき台のようなものはまだ提示されていないため、各論について賛成・反対といった意思表示がまだできない状態です。税理士や納税者にとって注目度の高い項目であることは間違い

なテーマである事業承継は措置法でカバーされるべきという意見が強く示されていることです。

しかしながら、現状の類似業種比準方式が大幅に見直し、大幅な評価アップがなされた場合、評価の安全性が十分に考慮されれば、まだよいのですが、考慮が今一つ行き届かなければ、別途措置法でカバーしてもらう必要がありそうです。評価と政策を分けることは理屈としてはよいのですが、これまでの株式文化を大きく変えることとなりますので、一定の配慮は不可欠であるかと思っています。

中してしまい、政策的

今後有識者会議において詳細な議論が行われるかと思いますが、貸付用不動産における、いわゆる「8割評価」と同様、評価の安否は今後非常に重要な項目になってくると考えます。特に掛け率は政治的な論点になりますので、日税政・税政連のご意見お力添えをお願いします。

長谷川 次に「法人版事業承継税制（一般措置）」に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設することをお願いします。

末吉 特例措置が来年度で期限を迎えますので、9年度の大綱で措置されなければなりません。株の評価が定まらないと政策に入ることができないのも事実です。

更に、親族外承継に示しました。

現在、相続等により取得した株式については、多額の相続税が課される場合、納税資金を確保するために株式を譲渡するケースが少なくありません。みなし配当課税の特例によって分離課税が課される制度が設けられましたが、これを更に強化するため、物納に準じ一定の要件で非課税とする措置等を創設すべきであるとしています。

長谷川 引き続き「相続等により取得した非上場株式を、その発行会社に譲渡した場合に、当該譲渡に係る所得税を非課税とする措置を創設すること」をお願いします。

末吉 事業承継税制は相続・贈与税における納付の特例ですが、この納付に係る面から税制をもうひと支える必要があると考え、提案しました。



長谷川政策委員長

■図2

重要建議項目1

取引相場のない株式等の評価の適正化②（建議書2頁）

(3) 配当還元方式を見直すこと。

現状

● 配当還元方式の還元率について、社会経済の変化等を踏まえた適正性を検討する必要がある。

建議

● 株式投資を含めた投資に対する回収率等を参考に、より適正な還元率へ見直すこと。

(4) 見直しによる負担増に配慮すること。

現状

● 現行評価は、類似業種比準方式を中心に評価額の引下げが行われてきた。

● 事業承継支援措置がない中、割増率の導入・拡大がその代替として行われてきた。

建議

● 評価の見直しに当たっては、継続企業を前提とした評価及び評価の安全性に十分配慮すること。

● 見直しにより大幅な負担増となる場合には、事業用資産の換金困難性等を踏まえ、一定の評価減制度など事業承継支援措置を設けること。

す。

長谷川 法人版事業承継税制は、現行税制が来年度の12月末をもって期限を迎えます。新たな制度設計においては政治的なアプローチが必要不可欠な反面、取引相場のない株式の評価がどのような形で決着するか見えていないため、国会議員に対する陳情・要望の仕方がまだ定まらない状況です。

今後評価の内容が固まりましたら、日税政

・税政連の具体的なアプローチの仕方も見えてくると思います。業承継税制も決まって、現段階におきましくるということを見据えては、株式の評価が決まることで、新たな事業承継税制も決まってくるというところを見据えて、株主の立場から見て、多額の相続税が課される場合、納税資金を確保するために株式を譲渡するケースが少なくありません。みなし配当課税の特例によって分離課税が課される制度が設けられましたが、これを更に強化するため、物納に準じ一定の要件で非課税とする措置等を創設すべきであるとしています。

長谷川 消費税は「消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること」になります。

末吉 表題はこのよう

「消費税」

長谷川 消費税は「消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること」になります。

末吉 表題はこのよう

「消費税」

長谷川 消費税は「消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること」になります。

末吉 表題はこのよう

「消費税」

長谷川 消費税は「消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること」になります。

末吉 表題はこのよう

「消費税」

長谷川 消費税は「消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること」になります。

末吉 表題はこのよう



インタビューの様子

長谷川 税目が変わりますが、関連するものとして「給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方

末吉 先ほどの消費税と同様、給付に一本化した制度とすべき旨の文言になっています。一方、食料品が子どもから高齢者まであらゆる者が対象となるのに対し、給付付き税額控除は勤労者や年金受給者といった所得者を対

新たな方向から 申告期限の延長を

象にした制度です。で、建議においては別項目としました。最終的に想定している給付制度としては同じものを考えています。

■図3

重要建議項目6

地方税務行政事務の生産性の向上(建議書4頁)

具体例

現行様式

令和8年 本市の住民税決定 申告書

生命保険料・地震保険料控除

源泉徴収票のとおり

改善案

令和8年 本市の住民税決定 申告書

生命保険料控除

一般: 80,000

個人年金: 50,000

現行様式

令和8年 本市の住民税決定 申告書

摘要欄

前社A社分給与20万円、
社保3万円含む

改善案

令和8年 本市の住民税決定 申告書

☒前職分を含む ☐含まない

☐年末調整 済 ☒未済

前職社数 1 社

■図4

重要建議項目7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限延長(建議書5頁)

▼ 中小企業者等の法人税率の特例を延長すべき

地域経済の支え

雇用等の社会的役割を支援

中小法人の大切な役割

15%の税率を維持すべき中小法人の類型が存在

建議 ・特に一定程度の所得の法人に対しては現行の15%の軽減税率を維持すべき

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分※1 年 800 万円超の部分	15% 23.2%
	中小法人以外の法人	全額	23.2%
一般社団法人等		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 23.2%
公益法人等		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 19%
協同組合等		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 19%

法人税率の軽減に関する図表※中小企業庁HPより一部編集の上引用

※単年所得10億円超の中小法人の場合、年800万円以下の所得金額の部分については、税率が17%まで軽減される。

7面から続く

生産性向上を実現すること」です。冒頭の概論でも少しお話がありましたが「所得税の確定申告期限延長と「役員給与と税制」が要望項目へ移動し、このよう

な内容が新たに重要要望項目となりました。実現していない8年度の重要要望項目が、いわば「格下げ」となったことに疑問を持た

れている方もいるかと思いますが、今回アプローチの仕方が変更された背景等も踏まえて詳細な解説をお願いします。

た。これは財務省・総務省だけでなく、全日本自治団体労働組合(自治労)にもしっかりと話をしているところなのですが、この時期に期限延長の旗を降ろしてやりとりしたつもりなのですが、この時期に期限延長の旗を降ろしてやりとりしたつもり

た。これは財務省・総務省だけでなく、全日本自治団体労働組合(自治労)にもしっかりと話をしているところなのですが、この時期に期限延長の旗を降ろしてやりとりしたつもり

た。これは財務省・総務省だけでなく、全日本自治団体労働組合(自治労)にもしっかりと話をしているところなのですが、この時期に期限延長の旗を降ろしてやりとりしたつもり

た。これは財務省・総務省だけでなく、全日本自治団体労働組合(自治労)にもしっかりと話をしているところなのですが、この時期に期限延長の旗を降ろしてやりとりしたつもり

た。これは財務省・総務省だけでなく、全日本自治団体労働組合(自治労)にもしっかりと話をしているところなのですが、この時期に期限延長の旗を降ろしてやりとりしたつもり

た。これは財務省・総務省だけでなく、全日本自治団体労働組合(自治労)にもしっかりと話をしているところなのですが、この時期に期限延長の旗を降ろしてやりとりしたつもり

た。これは財務省・総務省だけでなく、全日本自治団体労働組合(自治労)にもしっかりと話をしているところなのですが、この時期に期限延長の旗を降ろしてやりとりしたつもり

た。これは財務省・総務省だけでなく、全日本自治団体労働組合(自治労)にもしっかりと話をしているところなのですが、この時期に期限延長の旗を降ろしてやりとりしたつもり

た。これは財務省・総務省だけでなく、全日本自治団体労働組合(自治労)にもしっかりと話をしているところなのですが、この時期に期限延長の旗を降ろしてやりとりしたつもり

災害対応税制として

控除の順番を見直し

「災害対応税制」長谷川 3つ目の継続

項目であり、重要要望項目の最後「雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること」です。これは日税政・税政連にとっても宿願であり、最も実現を目指したい項目と言えるかと思

います。まさに政治的アロ

15%を維持すべき

中小法人が存在

「中小法人税制」項目である「中小企業者等の法人税率の特例 長するこ

ます。昨年からの継続

りますが、所得控除の意味を基本から考えた場合、非常に重要性の高い項目であると思

いできますか。複数の論点があ

※リーフレット裏面10項目については研修動画からご視聴ください。(1面「研修動画配信のお知らせ」を参照)



平口洋議員(自民・広島2区)



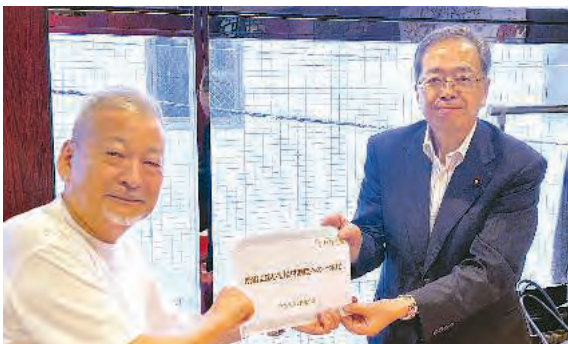
石橋林太郎議員(自民・広島3区)



寺田稔議員(自民・比例中国)



平沼正二郎議員(自民・比例中国)



斉藤鉄夫議員(中道・比例中国)



鍋島勢理議員(国民・比例中国)



森本真治議員(立憲・広島選挙区)



岡本三成議員(中道・比例東京)



落合貴之議員(中道・比例東京)



奥村祥大議員(国民・東京選挙区)



竹谷とし子議員(公明・東京選挙区)



高見康裕議員(自民・島根2区)



山下貴司議員(自民・岡山2区)



加藤勝信議員(自民・岡山3区)

写真で見る日税政の 税制改正陳情活動

日税政は、8月末の各府省庁の概算要求に合わせての早期陳情を行い、税制改正要望への理解を求めた。

以下、東京及び中国税政連における陳情活動の写真(抜粋)を掲載し、活動の様相を紹介する。



山田美樹議員(自民・東京1区)



菅原一秀議員(自民・東京9区)



下村博文議員(自民・東京11区)



平沢勝栄議員(自民・東京17区)



松本洋平議員(自民・東京19区)



萩生田光一議員(自民・東京24区)

第60回定期大会議案(抜粋)

令和8年9月24日 日本税理士政治連盟

- 第1号議案
令和7年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
- 第2号議案
令和7年度収支決算承認の件
△監査報告▽
- 第3号議案
令和8年度運動方針決定の件
- 第4号議案
令和8年度組織活動方針決定の件
- 第5号議案
令和8年度収支予算決定の件
- 第6号議案
大会決議決定の件

令和7年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

令和7年度運動経過並びに組織活動報告
自 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日

一 運動経過の概要
日本税理士政治連盟(以下「本連盟」という。)は、税理士の社会的地位の向上と、日本税理士会連合会(以下「日税連」という。)の基本施策を実現するため、第59回定期大会で決定した運動方針及び組織活動方針に基づき、単位税理士政治連盟(以下「単位税政連」という。)及び税理士による「後援会」という。)の協力を得て、各種施策、運動をこの1年間に実施した。

1 国政選挙への対応について
令和7年7月20日に投票が行われた第27回参議院議員通常選挙において、本連盟が推薦した延べ66人の推薦候補者のうち、延べ40人が当選した。本連盟は、事業年度中

に行われた第51回衆議院議員総選挙に関して、本連盟の運営方針を決定し、単位税政連と連携して積極的に対応した。

1月23日、衆議院が解散した。これに先立ち、本連盟は選挙へ向けての「国政選挙推薦基準」と「国政選挙等に関する方針―候補者推薦基準及び留意事項について―」の案を作成し、1月22日の正副会長会の書面審議により機関決定し、同時に本連盟の第1次推薦候補者190人を決定した。

1月28日に第2次推薦候補者98人、2月3日に第3次推薦候補者8人をいずれも正副会長会の書面審議により決定した。

この結果、本連盟は295人(注)の衆議院議員選挙推薦候補者を推薦した。その結果、新たにインボイス発行事業者となった。

た小規模事業者に対する各種特例措置の一部延長などの要望が実現した。

(1) 令和8年度税制改正に対して、本連盟は、関係大臣や与党幹事長・政務調査会長等に、会長・幹事長等が後援会会長とともに面会のうえ、日税連建議書・本連盟要望書を直接手交し、要望実現に向け積極的に対応した。

1月27日に当該総選挙が公示された。単位税政連においては、地域に密着した選挙支援活動を積極的に行うとともに、本連盟においても、税理士連盟に関する議員連盟の幹部議員等を重点候補として、その出陣式等に本連盟の会長、幹事長が出席するなど、積極的な活動を行った。

2月8日に投票が行われ、247人の本連盟推薦候補が当選した。推薦候補者の当選者一覧は「日本税政連」4月1日号(第601号)の6面に掲載し、周知を図った。

(注) 第1次推薦候補者のうち、1人の推薦が後日取下げとなったため。

2 公正な税制の確立及び税務行政改善のため
本連盟は、税制改正について、関係議員に対し、要望実現を強く働きかけた。その結果、新たにインボイス発行事業者となった。

8月末に各府省庁から財務省へ提出される概算要求に関連する税制改正要望に当連盟からの要望が反映されることを目指し、要望書等を各党に提出するとともに、後援会等を通じて推薦国会議員等に配付して、あらゆる機会を通じて税制改正要望の実現について理解と協力を得ることに努めた。

(2) 令和8年度の税制改正要望の内容について、役員を単位税政連から要請がある場合に会議等により、国会議員に対し陳情を実施した。さらに、単位税政連と連携し、後援会と推薦国会議員等との接触を通じて、税制改正要望の実現のための働きかけを行った。

各党に対する税制改正要望の活動については、本連盟が日税連と連携して対応した。自由民主党、立憲民主党、国民民主党が行った税制改正に関するヒアリングに、本連盟役員が日税連役員とともに出席し、税理士会の要望を訴え理解を求めた。

情報収集の強化に関しては、前年度に引き続き、後援会等を通じて、迅速かつ的確な情報を収集した。

なお、政府税制調査会(会長「翁百合(株)日本総合研究所理事長」)については、太田日税連会長が特別委員として参画し、実務家・専門家としての税理士の視点からの意見を述べた。

令和8年度税制改正大綱等にとりあげられた主要項目(一部実現したもの、検討事項とされるものを含む)及び成果は次のとおりである。

○ インボイス特例の延長

業への理解の促進など、税理士業界が抱える問題の解決に向けて国会議員等に強く要望している。

また、各後援会は、後援会主催の諸行事を実施したほか、国会議員等との懇談会等の開催についても、積極的に対応した。

また、単位税政連が主催する「後援会会長連絡会議」に役員を派遣するなどの支援を行い、役員を派遣した会議は2単位税政連で2回開催された。さらに、すべての後援会がより一層の組織強化と活動の活性化を図るため、単位税政連に対して後援会の定期総会開催に係る助成金を措置し、広報委員会の協力を得て、後援会活動の周知と会員の一層の理解に資するため、機関紙「日本税政連」に被後援者である国会議員と後援会長へのインタビュー記事「アクティブ」を掲載したほか、後援会活動を紹介する記事を多数掲載した。

規程等においては「税理士による国会議員等後援会への助成に係る要領」の見直しを行った。

4 税理士制度に関する議員連盟について
各政党においては、有志議員による税理士制度に関する議員連盟が設立されている。本連盟は、和50年から後援会つくりを積極的に推進してきた。本事業年度においては18後援会が新たに設立され、346後援会(6月30日現在)となっている。

全国各地に結成されている後援会は、税制改正要望の実現、税務支援事

た小規模事業者に対する各種特例措置の一部延長などの要望が実現した。

(1) 令和8年度税制改正に対して、本連盟は、関係大臣や与党幹事長・政務調査会長等に、会長・幹事長等が後援会会長とともに面会のうえ、日税連建議書・本連盟要望書を直接手交し、要望実現に向け積極的に対応した。

1月27日に当該総選挙が公示された。単位税政連においては、地域に密着した選挙支援活動を積極的に行うとともに、本連盟においても、税理士連盟に関する議員連盟の幹部議員等を重点候補として、その出陣式等に本連盟の会長、幹事長が出席するなど、積極的な活動を行った。

2月8日に投票が行われ、247人の本連盟推薦候補が当選した。推薦候補者の当選者一覧は「日本税政連」4月1日号(第601号)の6面に掲載し、周知を図った。

(注) 第1次推薦候補者のうち、1人の推薦が後日取下げとなったため。

2 公正な税制の確立及び税務行政改善のため
本連盟は、税制改正について、関係議員に対し、要望実現を強く働きかけた。その結果、新たにインボイス発行事業者となった。

業への理解の促進など、税理士業界が抱える問題の解決に向けて国会議員等に強く要望している。

また、各後援会は、後援会主催の諸行事を実施したほか、国会議員等との懇談会等の開催についても、積極的に対応した。

また、単位税政連が主催する「後援会会長連絡会議」に役員を派遣するなどの支援を行い、役員を派遣した会議は2単位税政連で2回開催された。さらに、すべての後援会がより一層の組織強化と活動の活性化を図るため、単位税政連に対して後援会の定期総会開催に係る助成金を措置し、広報委員会の協力を得て、後援会活動の周知と会員の一層の理解に資するため、機関紙「日本税政連」に被後援者である国会議員と後援会長へのインタビュー記事「アクティブ」を掲載したほか、後援会活動を紹介する記事を多数掲載した。

規程等においては「税理士による国会議員等後援会への助成に係る要領」の見直しを行った。

4 税理士制度に関する議員連盟について
各政党においては、有志議員による税理士制度に関する議員連盟が設立されている。本連盟は、和50年から後援会つくりを積極的に推進してきた。本事業年度においては18後援会が新たに設立され、346後援会(6月30日現在)となっている。

全国各地に結成されている後援会は、税制改正要望の実現、税務支援事

た。日本維新の会税理士制度推進議員連盟(会長「美延映夫議員」)、立憲民主党税理士制度推進議員連盟(会長「海江田万里議員(※当時)」及び公明党の政策懇話会(注)(会長「西田実仁議員」)は11月18日に、国民民主党税理士制度推進議員連盟(会長「古川元久議員」)は11月13日に、それぞれ総会が開催された。本連盟からは、足達会長、東名善会長、高澤幹事長をはじめ関係役員が出席し、税制改正要望の実現を訴えた。

(注) 公明党政策懇話会の正式名称は「日本税理士会連合会との政策懇話会」だが、本議案では政策懇話会と表記した。

5 中小企業対策について

中小企業支援施策に関しては、日税連が、政府の中小企業振興政策に協力し、制度改革等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。多くの税理士が中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定による経営革新等支援機関となり、小規模企業振興基本法に基づき小規模企業への支援の担い手としても期待されている。

本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。

中小企業支援施策に関しては、日税連が、政府の中小企業振興政策に協力し、制度改革等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。多くの税理士が中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定による経営革新等支援機関となり、小規模企業振興基本法に基づき小規模企業への支援の担い手としても期待されている。

本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。

た。日本維新の会税理士制度推進議員連盟(会長「美延映夫議員」)、立憲民主党税理士制度推進議員連盟(会長「海江田万里議員(※当時)」及び公明党の政策懇話会(注)(会長「西田実仁議員」)は11月18日に、国民民主党税理士制度推進議員連盟(会長「古川元久議員」)は11月13日に、それぞれ総会が開催された。本連盟からは、足達会長、東名善会長、高澤幹事長をはじめ関係役員が出席し、税制改正要望の実現を訴えた。

(注) 公明党政策懇話会の正式名称は「日本税理士会連合会との政策懇話会」だが、本議案では政策懇話会と表記した。

5 中小企業対策について

中小企業支援施策に関しては、日税連が、政府の中小企業振興政策に協力し、制度改革等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。多くの税理士が中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定による経営革新等支援機関となり、小規模企業振興基本法に基づき小規模企業への支援の担い手としても期待されている。

本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。

中小企業支援施策に関しては、日税連が、政府の中小企業振興政策に協力し、制度改革等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。多くの税理士が中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定による経営革新等支援機関となり、小規模企業振興基本法に基づき小規模企業への支援の担い手としても期待されている。

本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。

中小企業支援施策に関しては、日税連が、政府の中小企業振興政策に協力し、制度改革等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。多くの税理士が中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定による経営革新等支援機関となり、小規模企業振興基本法に基づき小規模企業への支援の担い手としても期待されている。

本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。

中小企業支援施策に関しては、日税連が、政府の中小企業振興政策に協力し、制度改革等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。多くの税理士が中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定による経営革新等支援機関となり、小規模企業振興基本法に基づき小規模企業への支援の担い手としても期待されている。

本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。

た。日本維新の会税理士制度推進議員連盟(会長「美延映夫議員」)、立憲民主党税理士制度推進議員連盟(会長「海江田万里議員(※当時)」及び公明党の政策懇話会(注)(会長「西田実仁議員」)は11月18日に、国民民主党税理士制度推進議員連盟(会長「古川元久議員」)は11月13日に、それぞれ総会が開催された。本連盟からは、足達会長、東名善会長、高澤幹事長をはじめ関係役員が出席し、税制改正要望の実現を訴えた。

(注) 公明党政策懇話会の正式名称は「日本税理士会連合会との政策懇話会」だが、本議案では政策懇話会と表記した。

5 中小企業対策について

中小企業支援施策に関しては、日税連が、政府の中小企業振興政策に協力し、制度改革等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。多くの税理士が中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定による経営革新等支援機関となり、小規模企業振興基本法に基づき小規模企業への支援の担い手としても期待されている。

本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。

中小企業支援施策に関しては、日税連が、政府の中小企業振興政策に協力し、制度改革等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。多くの税理士が中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定による経営革新等支援機関となり、小規模企業振興基本法に基づき小規模企業への支援の担い手としても期待されている。

本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。

中小企業支援施策に関しては、日税連が、政府の中小企業振興政策に協力し、制度改革等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。多くの税理士が中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定による経営革新等支援機関となり、小規模企業振興基本法に基づき小規模企業への支援の担い手としても期待されている。

本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。

中小企業支援施策に関しては、日税連が、政府の中小企業振興政策に協力し、制度改革等が議論される際には専門家・実務家の団体として中小企業の視点からの提言を行っている。多くの税理士が中小企業経営力強化支援法に規定される経済産業大臣の認定による経営革新等支援機関となり、小規模企業振興基本法に基づき小規模企業への支援の担い手としても期待されている。

本連盟は、関係役員が日税連の中小企業対策部に出席し、情報の収集に努めたほか、日税連と連携のうえ、中小企業支援施策が税理士制度の理解のうえ措置され、税理士の業務対策に資するよう、積極的に対応した。

第2号議案

令和7年度収支決算承認の件

収 支 計 算 書
自 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日

【収入の部】				(単位:円)
科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A-B)	摘 要
前年度繰越金	139,529,307	139,529,307	0	
分 担 金	97,504,800	97,504,800	0	1,200円×81,254(税理士会員数)
広 告 料	42,899,000	43,593,880	△694,880	全国税理士共栄会、日税連保険サービス他
雑 収 入	100,000	411,659	△311,659	定期大会祝金他
合 計	280,033,107	281,039,646	△1,006,539	
【支出の部】				(単位:円)
科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A-B)	摘 要
事 業 費	52,200,000	36,246,154	15,953,846	国会対策、選挙対策、助成金、その他事業活動に伴う費用
広 報 活 動 費	62,650,000	58,965,381	3,684,619	機関紙発行費用他
大 会 費	25,000,000	21,195,800	3,804,200	会場費、議案書印刷費他
会 議 費	27,590,000	19,108,434	8,481,566	役員会、委員会の旅費他
旅 費 交 通 費	3,500,000	3,097,430	402,570	単位税政連、日税連、関連団体等会議出席に係る旅費他
印 刷 費	1,000,000	759,850	240,150	名刺、封筒他
通 信 費	1,400,000	971,319	428,681	郵便料金、電話料金他
渉 外 費	1,500,000	758,500	741,500	単位税政連、関連団体等への祝金他
人 件 費	9,000,000	8,400,000	600,000	
事 務 所 費	2,500,000	1,826,512	673,488	賃料他
備 品・消 耗 品 費	600,000	352,606	247,394	コピー紙代他
雑 費	700,000	341,032	358,968	振込手数料他
税理士法改正積立金繰入支出	1,000,000	1,000,000	0	
予 備 費	91,393,107	0	91,393,107	
次 期 繰 越 金	0	128,016,628	△128,016,628	
合 計	280,033,107	281,039,646	△1,006,539	

当期収入合計 141,510,339円
当期支出合計 153,023,018円
当期収支差額 △11,512,679円

国税不服申立制度について、本連盟は、日税連、単位税理士会及び単位税政連と連携して、国税審判官への税理士の登用を推進した。また、行政不服審査法により地方公共団体に設置等が義務付けられた審理員及び第三者機関委員として税理士が活用されるよう、地方公共団体等に対して要望した。

租税教育に関して、日税連は、税を通して社会を考えることによる民主主義の理解や主権者としての社会参画意識を育む租税教育の重要性と、その担い手として税理士を活用すべきことを訴えており、本連盟は、日税連と連携してあらゆる機会

を通じて税理士の能力活用と租税教育の重要性を訴える等積極的に対応した。

成年後見制度について、政府が進める成年後見制度利用促進基本計画に関して、日税連では、税理士の専門家としての能力をより一層活用すべく、きとして関係省庁に理解を求めている。本連盟は、日税連と連携して税理士の能力活用を訴える等積極的に対応した。

7 税理士会の行う税務支援等について

本連盟は、後援会の組織を通じて国会議員等に対して、①確定申告期をはじめとする無料税務相談②税務相談所における税務支援③各地の商工会

議所、商工会、青色申告会・法人会(納税協会)、農・漁協の団体等に税理士を派遣して行う税務相談、税務指導(記帳・決算指導を含む)等の小規模納税者支援事業を税理士会が実施していることへの理解と協力を要請した。

特に、税理士会が確定申告期に行っている税務支援について理解を得るため、各単位税政連に対して推薦国会議員等にその実態の視察を依頼し、状況等を説明するよう要請した。令和7年分の所得税の確定申告は2月16日から始まり、多くの国会議員が確定申告会場を視察した。

本連盟は、経済社会、政治構造の変革に対応すべく、より一層の組織活性化及び財政健全化について継続して検討を行ってきた。本事業年度においては、次のとおり組織活性化等のための事業を行った。

(1) 組織活性化については、例年行っている単位税政連の組織率と会費収納率の状況を実態に即した形で調査し内容を分析を行った。

(2) 財政健全化については、単位税政連の負担増を求めるとなく本連盟

の支出の合理化により一層の財政健全化を図った。

日税政定期大会代議員旅費については単位税政連の負担を軽減するため、これに係る助成金を措置した。

(3) 広報活動については、機関紙「日本税政連」を第595号から第602号まで発行したほか、メールマガジン「日本税政連ニュース」を第616号から第634号まで配信すると共に、購読者数の増加に向けて、配信希望者募集に係る記事を「日本税政連」へ掲載した。

「税政連のしおり」について、改訂に向けた作業を開始した。

3 税理士の社会的地位の向上と權益の確保、拡充

二 重点運動

上記方針に基づき、本連盟の目的を達成するため、納税者のための眞の代表を国会に送るとともに、推薦国会議員等の後援会をはじめ、あらゆる機会を通じ政治活動を行うこととし、さらなる税理士制度発展のために次の重点運動を強力に推進する。

1 令和9年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。

2 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立、税務行政の改善及び納税者の権利保護のための強力な運動を行う。

3 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。

4 資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を行う。

5 組織の活性化・拡大を図るため、単位税政連の抱える現状と課題を的確に把握し、日税政・単位税政連・後援会がさらに一体となった活動ができるよう、強力な運動を行う。

6 改正された政治資金規正法の施行状況等を注視し、登録政治資金監査人制度について有効に活用されるよう、強力な運動を行う。

1 令和8年度組織活動方針

自 令和8年7月1日 至 令和9年6月30日

令和8年度運動方針の目標を達成するため、次の運動を展開する。

一 政策委員会

1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。

2 本連盟の長期的政策を検討する。

3 日本税理士会連合会及び単位税理士政治連盟との協議、連絡調整を図る。

4 税理士の業務及び職能の強化と健全な運営を図る。

5 本連盟の財政の強化と健全な運営を図る。

6 税理士の業務及び職能に対する各種侵害行為を防止するための諸施策を進める。

7 税理士の社会的活用を促進する。

8 税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。

9 税理士の業務及び職能に対する各種侵害行為を防止するための諸施策を進める。

10 ネットメディアの発達普及に応じた新たな広報活動の検討を進める。

11 国政選挙における選挙対策を企画立案し、具

した実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

9 次期国政選挙への確実な対応し、単位税政連、後援会と連携して強力な運動を行う。

10 ネットメディアの発達普及に応じた新たな広報活動の検討を進める。

11 国政選挙における選挙対策を企画立案し、具

盟の組織活動のなお一層の統一強化を図る。

2 本連盟組織の強化に向けての規約・規則等の見直しを検討する。

3 単位税理士政治連盟との連絡調整及び連携強化を図る。

4 単位税理士政治連盟の地域に密着した諸活動を支援するため、他の委員会と連携し諸施策を進める。

5 国対委員会

1 国会活動対策を企画立案するとともに、陳情等の具体的運動を実施する。

2 広報委員会

1 本連盟の活動状況を税理士会員に報告し理解を得るために機関紙を原則年8回発行する。

2 ホームページ及びメールマガジンを通じて、積極的に情報を発信すると共に、アクセス数及び登録者数の増加に向けた取り組みを行う。

3 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、その提供を行う。

4 2に記載する以外の新たな媒体による情報発信についての検討を継続する。

六 後援会対策委員会

単位税理士政治連盟における税理士による国会議員等後援会の組織の強化と活動の活性化を支援する。

1 令和8年度運動方針の目標を達成するため、次の運動を展開する。

一 政策委員会

1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。

2 本連盟の長期的政策を検討する。

3 日本税理士会連合会及び単位税理士政治連盟との協議、連絡調整を図る。

4 税理士の業務及び職能の強化と健全な運営を図る。

5 本連盟の財政の強化と健全な運営を図る。

6 税理士の業務及び職能に対する各種侵害行為を防止するための諸施策を進める。

7 税理士の社会的活用を促進する。

8 税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。

9 税理士の業務及び職能に対する各種侵害行為を防止するための諸施策を進める。

10 ネットメディアの発達普及に応じた新たな広報活動の検討を進める。

11 国政選挙における選挙対策を企画立案し、具

大会決議 1 われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための眞の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。

大会決議 2 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。

大会決議 3 われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。

大会決議 4 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。

大会決議 5 われわれは、資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。

大会決議 6 われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。

大会決議 7 われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

2 ホームページ及びメールマガジンを通じて、積極的に情報を発信すると共に、アクセス数及び登録者数の増加に向けた取り組みを行う。

3 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、その提供を行う。

4 2に記載する以外の新たな媒体による情報発信についての検討を継続する。

六 後援会対策委員会

単位税理士政治連盟における税理士による国会議員等後援会の組織の強化と活動の活性化を支援する。

第3号議案

令和8年度運動方針決定の件

令和8年度運動方針

自 令和8年7月1日 至 令和9年6月30日

一 運動方針

令和7年度中に行われた第51回衆議院議員総選挙においては全国の単位税政連、税理士による後援会の協力により推薦候補者の当選率は8割を超えた結果となった。今後、公正な税制の確立、税務行政の改善、税理士制度への理解のある国会議員を一人でも多く国政の場へ送り出すべく、選挙の際には強力な選挙支援活動を展開する。

他方では、選挙運動のあり方が従来のテレビ、新聞等のメディアからYouTubeといったSNSなどのネットメディアへとシフトしている。

令和8年度において

は、このような時代の移り変わりの中で、政治連盟組織のあり方及び広報のあり方の検討を進めると共に、原点に立ち返り、政治連盟が存在することの意義、すなわち「なぜ税理士政治連盟が必要なのか」という問いへ眞摯に向き合い、組織の活性化、組織力の拡大を目指すこととする。

本連盟は、次期国政選挙への対策について、単位税政連、後援会と連携して強力な運動を行う。税制改正への対応については、日税連の建議実

現に向け情報収集のさらなる強化に努めるとともに、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推

進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう検討と対策を積極的に進める。

税務行政のデジタル化の進展については、公共的使命を持つ税務の専門家として、納税者の権利保護に配慮しつつ、事務負担が必要最小限となるよう、政府及び国会に対し積極的に対応する。

中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう、日税連の基本方針に添い各党の関係議員、関係機関に働きかけるなど、本連盟は、情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。

は、情報の収集に努め、迅速的確に対応する。

改正された政治資金規正法の施行状況等を注視し情報の収集に努め、特に登録政治資金監査人制度について有効に活用されるよう、迅速的確に対応する。

地方公共団体における監査委員会制度・外部監査制度、行政不服審査法の審理員・第三者機関委員制度への税理士の登用、租税教育等の税理士会の公益活動の推進については、日税連・単位税政連と連携のうえ、あらゆる機会を捉え迅速かつ積極的に対応する。

災害対応税制等については、税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな災害からの復旧・復興に貢献するため日税連と連携して積極的に対応する。

は、情報の収集に努め、迅速的確に対応する。

改正された政治資金規正法の施行状況等を注視し、登録政治資金監査人制度について有効に活用されるよう、強力な運動を行う。

これらの運動を推進するため、本連盟は、全国約340の税理士による国会議員等後援会活動を活性化し、その力を最大限に発揮し、また、単位税政連と連携して地域に密着した政治活動を推進するべく、具体的課題に積極的に対応する。

本連盟は、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税連・単位税政連と連携、団結して、われわれが推薦する国会議員等の後援会活動を全国的に推進して、政治力と奉社会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、本連盟規約第4条に掲げる次の目的達成のための運動を強力に展開する。

1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立

2 公正で合理的な租税制度の確立

は、情報の収集に努め、迅速的確に対応する。

改正された政治資金規正法の施行状況等を注視し、登録政治資金監査人制度について有効に活用されるよう、強力な運動を行う。

は、情報の収集に努め、迅速的確に対応する。

改正された政治資金規正法の施行状況等を注視し、登録政治資金監査人制度について有効に活用されるよう、強力な運動を行う。

令和8年度収支予算決定の件

第5号議案

収 支 予 算 書			
自 令和8年7月1日 至 令和9年6月30日			
【収入の部】 (単位：円)			
科 目	予算額	前年度予算額	摘 要
前年度繰越金	128,016,628	139,529,307	
分 担 金	98,448,000	97,504,800	1,200円×82,040(税理士会員数)
広 告 料	42,899,000	42,899,000	全国税理士共栄会、日税連保険サービス他
雑 収 入	100,000	100,000	定期大会祝金他
合 計	269,463,628	280,033,107	

【支出の部】 (単位：円)			
科 目	予算額	前年度予算額	摘 要
事 業 費	50,450,000	52,200,000	国会対策、選挙対策、助成金、その他事業活動に伴う費用
広報活動費	63,350,000	62,650,000	機関紙発行費用他
大会費	25,000,000	25,000,000	会場費、議案書印刷費他
会議費	26,560,000	27,590,000	役員会、委員会の旅費他
旅費交通費	4,000,000	3,500,000	単位税政連、日税連、関連団体等会議出席に係る旅費他
印刷費	1,000,000	1,000,000	名刺、封筒他
通信費	1,200,000	1,400,000	郵便料金、電話料金等
渉外費	1,500,000	1,500,000	単位税政連、関連団体等への祝金他
人件費	9,000,000	9,000,000	
事務所費	2,500,000	2,500,000	賃料他
備品・消耗品費	600,000	600,000	コピー紙代等
雑 費	600,000	700,000	振込手数料等
税理士法改正積立金繰入支出	1,000,000	1,000,000	
予 備 費	82,703,628	91,393,107	
合 計	269,463,628	280,033,107	

第6号議案

大会決議決定の件

大会決議 1 われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための眞の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。

大会決議 2 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。

大会決議 3 われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。

大会決議 4 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。

大会決議 5 われわれは、資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。

大会決議 6 われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。

大会決議 7 われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

大会決議 1 われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための眞の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。

大会決議 2 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。

大会決議 3 われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。

大会決議 4 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。

大会決議 5 われわれは、資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。

大会決議 6 われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。

大会決議 7 われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

